

資料 2

大阪府庁財政研究会設置要綱

(平成20年8月21日)

(目的)

第1 「自治体経営」の観点から「収入の範囲内で予算を組む」ために必要な自治体財政ルールを確立すべく、大阪府における既存の財政ルールについて点検し、府の新たな財政ルールについて研究するため、大阪府庁財政研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(組織)

第2 研究会は、部長会議の構成員である部長等が推薦する者で組織する。

(会議)

第3 研究会は、総務部次長が主宰する。

2 研究会は、必要の都度、開催する。

(議事要旨等の公表)

第4 議事要旨及び関係資料等(大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に係るものを除く。)は、研究会の終了後、公表するものとする。

(庶務)

第5 研究会の庶務は、総務部財政課で行う。